

堺市人事行政の運営等の状況

令和4年12月

堺市

～ 目 次 ～

I	任免及び職員数に関する状況	1
1	任免	
(1)	採用の状況	
(2)	退職の状況	
(3)	役職者数・役職者比率	
(4)	障害者雇用率	
2	職員数の状況	
(1)	職員数	
(2)	部門別職員数	
II	人事評価の状況	5
1	人事評価制度	
2	評価結果	
(1)	前期人事評価	
(2)	後期人事評価	
3	教職員の人事評価	
III	給与の状況	7
1	給与の状況給与決定のしくみ	
2	ラスパイレス指数の状況	
3	給与制度等見直し項目	
4	職員の平均年齢、平均給料月額などの状況	
(1)	一般行政職	
(2)	現業職	
5	職員の初任給の状況	
6	職員の手当の状況	
(1)	期末手当・勤勉手当	
(2)	退職手当	
(3)	地域手当	
(4)	特殊勤務手当	
(5)	時間外勤務手当	
(6)	その他の手当	
7	等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	
8	市長・副市長の給料等及び議会議員の報酬等の状況	
9	市長・副市長・議会議員の給与・報酬減額措置状況	

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況	24
1 勤務時間の状況	
2 年次有給休暇の取得状況	
3 その他の休暇の状況	
4 介護休暇の取得状況	
V 職員の休業の状況	25
1 育児休業の取得状況	
2 配偶者同行休業の取得状況	
VI 職員の分限及び懲戒処分 of 状況	26
1 分限	
2 懲戒	
VII 服務	26
VIII 職員の退職管理	27
1 再就職者による現職職員への働きかけの規制	
2 再就職状況等の報告	
(1) 離職時の報告	
(2) 離職後 2 年間にける報告	
IX 職員の研修	28
1 堺市が実施する研修	
(1) 職場研修	
(2) 業務主管研修	
(3) 職員能力開発センター研修	
(4) その他	
2 消防局が実施する研修	
(1) 学校研修	
(2) 委託研修	
(3) 一般研修	
3 教職員の研修	

X 福祉及び利益の保護 35

- 1 健康管理事業等
 - (1) 健康診断の実施
 - (2) 長時間労働による健康障害防止のための保健指導等
 - (3) メンタルヘルス対策の実施
 - (4) 教職員の健康管理等
- 2 公務災害認定件数
- 3 福利厚生事業
 - (1) 大阪府市町村職員共済組合・公立学校共済組合について
 - (2) 堺市職員厚生会及び堺市学校園教職員厚生会等について

XI 人事委員会報告 41

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
 - (1) 採用試験及び採用選考
 - (2) 昇任選考
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 - (1) 報告・勧告日
 - (2) 本市職員と民間従業員との給与比較
 - (3) 給与の改定等
 - (4) その公共的団体が行う賃金等に関する調査
 - (5) 職員の人事管理に関する報告
- 3 公平審査等
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

「堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第７号）」第６条の規定に基づき、令和３年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

I 任免及び職員数に関する状況

1 任免

(1) 採用の状況

令和３年度中に採用した職員数は、次のとおりです。

職種	人数（人）	内訳	
		男性（人）	女性（人）
事務	88	38	50
社会福祉	33	10	23
司書	4	1	3
土木	33	25	8
建築	9	4	5
機械	6	5	1
電気	6	5	1
化学	2	1	1
保育教諭	24	2	22
心理	9	2	7
医師	1	0	1
薬剤師	1	0	1
管理栄養士	3	0	3
獣医師	1	0	1
保健師	5	1	4
学芸員	1	1	0
消防吏員	36	32	4
教員	121	55	66
学校事務職員	7	1	6
合計	390	183	207

（注） 1 任期付職員、再任用職員、育児休業代替任期付職員及び臨時的任用職員を除きます。

2 選考による採用を含みます。

(2) 退職の状況

令和３年度中に退職した職員数は、次のとおりです。

区分	退職者数（人）
定年退職	189
その他	150
合計	339

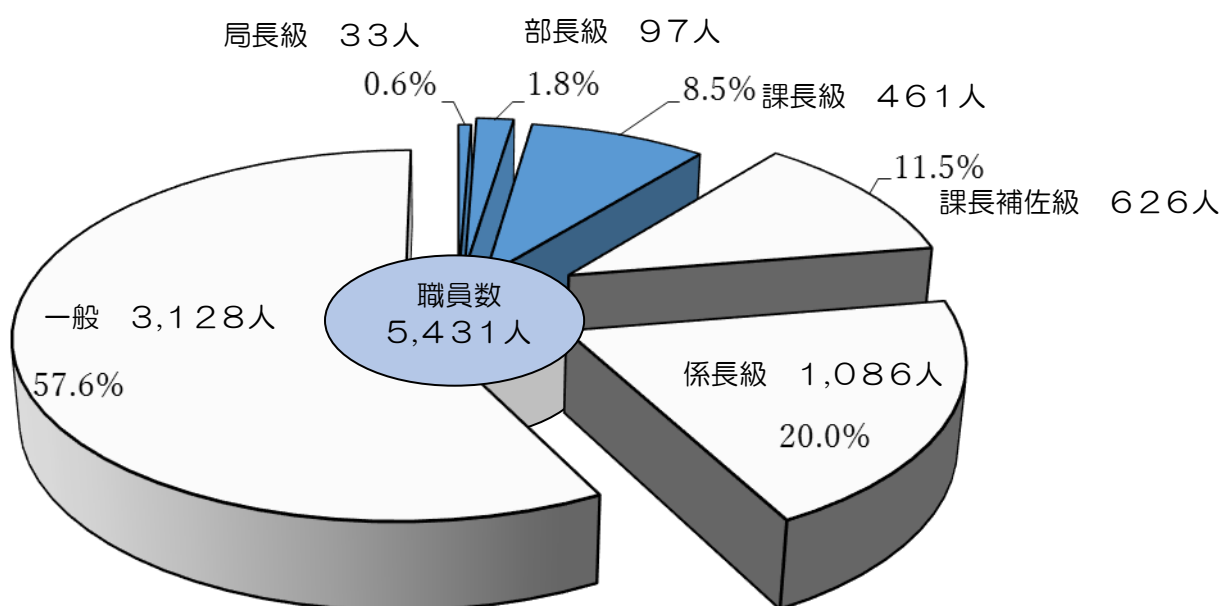
(3) 役職者数・役職者比率

令和4年度における役職者の人数及びその比率は、次のとおりです。

令和4年4月1日現在

	人数（人）	内 訳	
		男性（人）	女性（人）
局長級	33	30	3
部長級	97	72	25
課長級	461	378	83
課長補佐級	626	495	131
係長級	1,086	757	329
一般	3,128	1,784	1,344
合計	5,431	3,516	1,915

（注）教職員を除きます。



（注）グラフ中の網掛け部分は、管理職員を示します。

令和4年度における教職員の役職者の人数は、次のとおりです。

令和4年4月1日現在

	人数（人）	内 訳	
		男性（人）	女性（人）
校長・准校長	137	103	34
園長・教頭・副校長 准園長・経営企画室長	154	115	39
主幹教諭・指導教諭	184	114	70
係長級	37	10	27
その他	3,485	1,394	2,091
合計	3,997	1,736	2,261

(4) 障害者雇用率（各年度6月1日現在）

	市長事務部局	上下水道局	教育委員会
法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	5532人	537人	3833.5人
障害者の数	147.5人	16人	87人
令和4年度障害者雇用率	2.67%	2.98%	2.27%
法定雇用率	2.60%	2.60%	2.50%
【参考】令和3年度障害者雇用率	2.81%	2.76%	2.00%
【参考】令和2年度障害者雇用率	2.57%	2.94%	1.97%

(注) 1

「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員の数」とは常勤職員及び非常勤職員のうち、1年を超えて引き続き任用されることが見込まれる者の数。このうち、短時間勤務職員（週勤務時間数が20時間以上30時間未満の職員。以下同じ）は、1人をもって0.5人とみなし、また、週勤務時間数が20時間未満の職員は、当該調査の対象となりません。

(注) 2

障害者の数の算定における換算については、以下のとおりです。

- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である職員は、1人をもって2人の職員とみなす。
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、1人をもって1人の職員とみなす。
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者を除く短時間勤務職員は、1人をもって0.5人の職員とみなす。

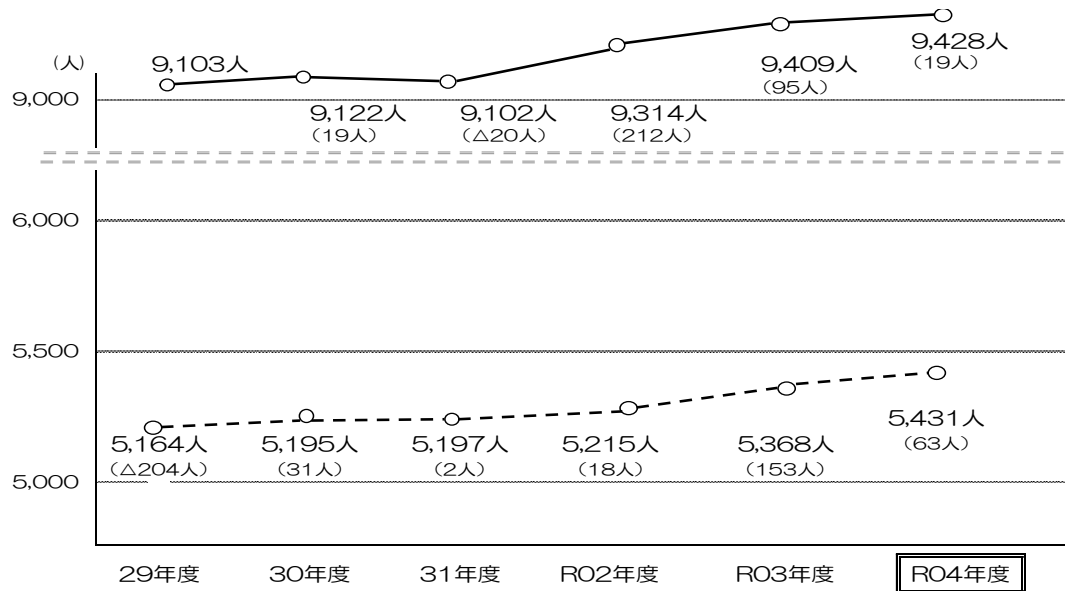
2 職員数の状況

(1) 職員数

令和4年4月の職員数は9,428人で、前年度より19人の増加となりました。

内訳としては、児童虐待対策の体制強化や保健所の体制強化など、人員を適材適所に配置しました。

■ 職員数（各年度4月1日現在）の推移



※ 常勤の教育長（1人）を除きます。

※ （ ）内の数字は対前年度比較値

(2)部門別職員数

職 員 数 の 推 移

（各年4月1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数
			令和3年度	令和4年度	
普通会計部門	一般行政部門	議会	29	28	▲1
		総務	779	798	19
		税務	237	241	4
		労働	8	8	—
		農林水産	41	41	—
		商工	71	73	2
		土木	616	626	10
		民生	1,120	1,183	63
		衛生	625	636	11
		計	3,526	3,634	108
	教育部門		5,002	5,055	53
	消防部門		1,000	1,016	16
	小 計		9,528	9,705	177
会計部門 公営企業等	水道	232	230	▲2	
	下水道	235	235	—	
	その他	159	157	▲2	
	小 計	626	622	▲4	
合 計			10,154 [10,337]	10,327 [10,337]	173

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。

2 []内は、条例定数の合計値です。

II 人事評価の状況

本市では、職員の資質を向上させ、能力を最大限に引き出す制度として、人事評価制度を平成19年度に構築し、以降、試行実施を重ね、平成22年度から管理職員を対象に本格実施しています。

また、平成24年度に制定した「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）」において人事評価について規定し、平成25年度から管理職員以外の職員も対象に本格実施しています。

さらに、令和3年度より、人事評価の納得性をより高め、職員の人材育成と能力開発につながる制度とすることを目的に評価の通年化を実施しています。

なお、教職員の人事評価については、別の制度で運用しています。

1 人事評価制度

【目的】

人材の育成を主たる目的としており、評価を通じて、実現すべき役割、発揮すべき能力、達成すべき目標を明確化することにより、職員の意識や行動の変革を促します。

【体系】

人事評価は「能力評価」と「業績評価」で構成しています。

●能力評価

評価期間内における、職位に応じた「実現すべき役割」と、職務遂行上の過程で「発揮すべき能力」を具体的な行動や事実に基づいて評価します。

●業績評価

管理監督者（係長級以上の職員）については「目標による管理」の手法による評価を行い、一般職員については「担当業務の遂行度」を評価します。

個人目標や担当業務は、組織目標と連鎖するものとします。

2 評価結果

（1）令和3年度人事評価

・評価期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

・評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員（技監、交通政策監、国・府等からの派遣職員等）を除く。

・評価対象人数

	管理職	非管理職	計
正規職員	574 人	4,630 人	5,204 人
再任用職員	50 人	420 人	470 人
任期付職員	2 人	133 人	135 人
計	626 人	5,183 人	5,809 人

（管理職は局長級～課長級の職員）

・最終評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
	100～ 90点	89～ 80点	79～ 60点	59～ 40点	39～ 0点
管理職	3人	97人	481人	45人	0人
非管理職	12人	852人	4,057人	260人	2人
計	15人	949人	4,538人	305人	2人

※ 総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

3 教職員の人事評価

教職員の人事評価は、平成28年度まで大阪府の人事評価制度により実施していましたが、権限移譲により、教職員をその能力と業績の両面からより一層適正に評価し、人材の育成を図るため、本市独自の新たな人事評価制度（「教職員人事評価」）を構築し、平成29年度から運用を開始しています。

（1）教職員人事評価制度

【目的】

これまでの人材育成の取組を基に、さらなる教職員の専門性・能力の向上につながるより適正な評価をめざします。

教職員一人ひとりが、その経験と能力に応じて適切な目標を設定して実践的に取り組み、校園長が、その取組を日常的・継続的に把握・助言することにより、適正な評価と人材の育成を図ります。そして、これら日常の取組を通して、学校園の教育活動をはじめとする様々な活動の充実と組織の活性化を図ります。

【体系】

人事評価は「業績評価」と「能力評価」で構成しています。

●「業績評価」

評価期間内における、被評価者が掲げた目標の達成状況をその遂行過程を含めて評価します。

●「能力評価」

評価期間内における、職務遂行の過程で果たした役割及び発揮した能力を評価します。

（2）評価結果

ア 評価期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

イ 評価対象者

正規職員、再任用職員、任期付職員

※ 堺市教職員の人事評価に関する規則第3条に規定する職員を除く。

(3) 評価対象人数

	管理職	管理職以外の教職員	計
対象者数	292 人	3,254 人	3,546 人

(管理職は、校園長、准校長、副校長、教頭、准園長)

(管理職以外の教職員は、主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭、指導栄養教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務職員(主事、副主査、主査)、総括実習助手)

(4) 評価結果

総合勤務評価	I	II	III	IV	V
管理職	3 人	39 人	229 人	20 人	1 人
管理職以外	17 人	189 人	2,978 人	63 人	7 人
計	20 人	228 人	3,207 人	83 人	8 人

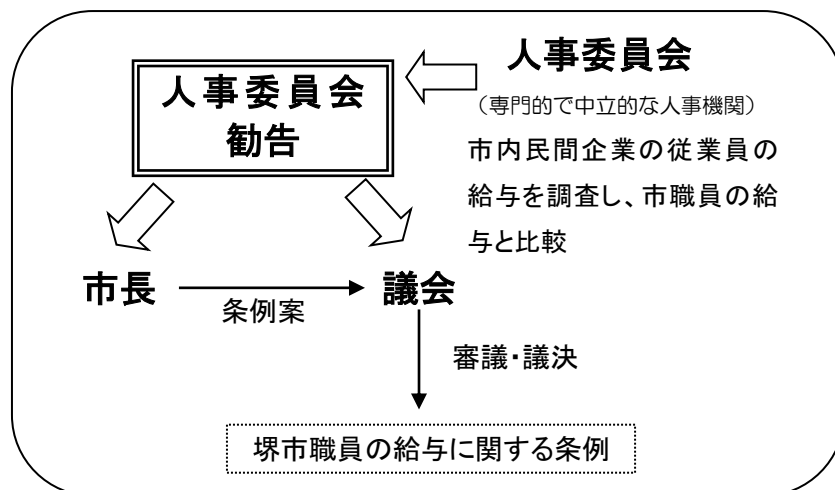
※総合勤務評価とは、能力評価及び業績評価に基づき算出した5段階の評語をいう。

III 給与の状況

1 給与の状況給与決定のしくみ

市職員の給与は、市人事委員会が行う勧告を受け、市長が条例案を議会へ提出し、議決を経て定められます。

以下金額については、全て各種控除前のものを記載しています。



2 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

	令和2年度	令和3年度
本市	100.3	100.2
政令指定都市平均	99.9	99.7

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。この数値が100より低いと給与水準が国家公務員より低いことになります。

3 給与制度等見直し項目

実施年度	見直しの内容
平成30年度	○給料表の引上げ改定（0.16%） ○期末勤勉手当の引上げ改定 一般職 +0.05月 再任用 +0.05月 ○退職手当の支給率の引き下げ（国に準じた調整率の引き下げ）
令和元年度	○大阪府最低賃金額の改定を踏まえた給料表の引上げ改定（0.06%） ○期末勤勉手当の引上げ改定 一般職 +0.05月 ○通勤手当の改定・国に準じた交通用具に係る手当額の引下げ・自転車利用者に対する手当額の加算
令和2年度	○期末勤勉手当の引下げ改定 一般職 ▲0.05月
令和3年度	○大阪府最低賃金額の改定を踏まえた給料表の引上げ改定（0.04%） ○期末勤勉手当の引下げ改定 一般職 ▲0.15月 再任用 ▲0.1月

4 職員の平均年齢、平均給料月額などの状況（令和4年4月1日現在）

(1)一般行政職（普通会計）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.1歳	315,054円 昨年比▲2,641円	373,557円 昨年比▲3,504円

(2)現業職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
55.4歳	308,969円 昨年比▲8,329円	349,197円 昨年比▲11,554円

（注）1「平均給料月額」とは、基本給の平均

2「平均給与月額」とは、上記平均給料月額に、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当の額を合計したもの

5 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

	市の初任給	※民間の初任給平均
大学卒	201,850円	211,215円
高校卒	172,920円	174,723円

（注）地域手当に相当する額を含みます。

※ 本市人事委員会実施「2022年（令和4年）職種別民間給与実態調査」によります。

1 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（普通会計）

堺市	国
令和3年度支給実績 15,801.902 千円	—
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度実績) 1,499 千円	—
[令和3年度支給割合] ・期末手当：2.4月分（1.35月分） ・勤勉手当：1.9月分（0.9月分） ・合計：4.3月分（2.25月分）	[令和3年度支給割合] ・期末手当：2.4月分（1.35月分） ・勤勉手当：1.9月分（0.9月分） ・合計：4.3月分（2.25月分）
[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 () 内の月数は、再任用職員に係る支給割合

2 [加算措置の状況] は、令和4年4月1日現在

(2) 退職手当（普通会計）

堺市			国		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	44.7795月分	47.709月分	最高限度額	44.7795月分	47.709月分
その他加算措置 病気特別退職時（2%加算） 1人当たり平均支給額：（令和3年度実績） 2,367千円（自己都合） 23,024千円（勸奨） 21,574千円（定年）			その他加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算） 1人当たり平均支給額：（令和2年度実績） 2,994千円（自己都合） 25,519千円（応募退職） 21,421千円（定年）		

(注) 1 当市の退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された事由別の平均額

2 国の支給実績は、内閣官房「退職手当の支給状況（令和2年度退職者）」による。

3 支給割合については、令和4年4月1日現在

(3)地域手当（普通会計）

支給実績（令和3年度決算）		3,799,367 千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		375,098 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
本市（医師を除く）	10%	10,113 人	10%
本市（医師）	16%	10 人	16%
東京都特別区（東京事務所ほか）	20%	6 人	20%

（注）支給率、支給対象職員数については、令和4年4月1日現在の数値

(4)特殊勤務手当（普通会計）

支給実績（令和3年度決算）	278,106 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	27,500 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	22%
手当の種類（手当数）	16 種

（注）手当の種類については、令和4年4月1日現在

(5)時間外勤務手当（普通会計）

支給実績（令和3年度決算）	1,468,996 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	303,637 円

※一人当たりの算出は、管理職等の時間外勤務手当の支給がない職員を除いて算出

(6)その他の手当（令和4年4月1日現在）

種別	内容及び支給単価			国の制度
扶養手当	配偶者	行政職給料表 6 級相当(課長級)以下の者	6,500 円	配偶者 その他の 扶養親族
		行政職給料表 7 級相当(部長級)の者	3,500 円	
	扶養親族 その他の	子1人につき	10,000円	
		満16歳から22歳の加算	5,000円	
		孫・父母等1人につき (行政職給料表6級相当(課長級)以下の者)	6,500円	
		孫・父母等1人につき (行政職給料表7級相当(部長級)の者)	3,500円	
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている者 月額100円～27,000円 (堺市内の賃貸住宅に居住する場合については、月額3,000円を加算。)			居住場所による加算制度はなし。
通勤手当	徒歩通勤した場合の通勤距離が片道2km以上であるとき 1.交通機関等の利用者 最長定期券価額を6ヶ月毎に支給 (月額55,000円限度)			1、3は同じ 2は2,000円～31,600円を支給

	2.自動車等の使用者 距離に応じて支給（2,000円～31,600円） （自転車の使用者のうち、片道の使用距離が2km以上15km未満の職員については、月額1,000円（堺市内に居住する場合は、月額2,000円）を加算。） 3.徒歩通勤者 支給なし	
管理職手当	・局長 111,000円 ・理事 100,000円 ・部長 91,000円 ・部理事 83,000円 ・課長 70,000円 ・参事 64,000円	官職に応じて定額（46,300円～139,300円）を支給

（注）その他、休日勤務手当や宿日直手当などの支給があります。

7 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（令和4年4月1日現在）
（短時間勤務職員等が含まれているため、他の項目の職員数とは合致しません）

行政職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	221	5.9	-	221	2,007	53.9	係員級
				計	221			
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,067	28.7	-	1,057			
				研究員	2			
				指導員	8			
3級	副主査	719	19.3	計	1,067			
				副主査	703			
				副主任研究員	7			
4級	係長又は主査	809	21.7	主任指導員	9			
				計	719			
				係長	382	809	21.7	係長級
				主査	384			
				主任研究員	5			
				図書館分館長	4			
5級	課長補佐又は主幹	462	12.4	管理主事	5			
				指導主事	29			
				計	809			
				課長補佐	175	462	12.4	課長補佐級
				主幹	217			
				所長代理	15			
				館長代理	7			
				場長代理	2			

				総括研究員 主任管理主事 主任指導主事	3 8 35			
				計	462			
6級	副理事、 課長又は 参事	337	9.0	課長 参事 副理事 所長(7 級に分類され る所長を除く) 所次長(7 級に分類さ れる所次長を除く) 室長(8・7 級に分類さ れる室長を除く) 室次長 局次長(7 級に分類さ れる局次長を除く) 館長(7 級に分類され る館長を除く) 場長	204 78 1 19 11 11 1 3 7 2	337	9.0	課長 級
				計	337			
7級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事	83	2.2	部長 副区長 部理事 所長(6 級に分類され る所長を除く) 所次長(6 級に分類さ れる所次長を除く) 室長(8・6 級に分類さ れる室長を除く) 局長(8 級に分類され る局長を除く) 局次長(6 級に分類さ れる局次長を除く) 館長(7 級に分類され る館長を除く) 副館長	43 8 14 10 1 3 1 1 1 1	83	2.2	部長 級
				計	83			
8級	監、局長、 区長又は 理事	29	0.8	局長 区長 監 会計管理者 市長公室長 教育次長	12 7 7 1 1 1	29	0.8	局長 級
				計	29			

医療職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医師 又は 歯科 医師 2 係長 又は 主査	1	10.0	主査	1	1	10.0	係長 級
				計	1			
2級	課長補佐 又は主幹	0	0.0	-	0	0	0.0	課長 補佐 級
				計	0			
3級	副理事、 課長、参 事又は医 長	8	80.0	参事	1	8	80.0	課長 級
				医長	2			
				副理事	1			
				所長(4級に分類される 所長を除く)	4			
				計	8			
4級	部長又は 部理事	1	10.0	所長(3級に分類される 所長を除く)	1	1	10.0	部長 級
				計	1			
5級	局長又は 理事	0	0.0	-	0	0	0.0	局長 級
				計	0			

消防職給料表

職務 の級	基準となる 職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の 職務	75	7.5	消防士	75	683	68.0	係員級
				計	75			
2級	消防士長の 職務	324	32.2	消防士長(3級に分類される消防士長を除く)	324			
				計	324			
3級	消防司令 補の職務	284	28.3	消防司令補	262			
				消防士長(2級に分類される消防士長を除く)	22			
				計	284			
4級	係長又は 主査の職務	157	15.6	係長	50	157	15.6	係長級
				主査	91			
				出張所長(5級に分類される出張所長を除く)	16			
				計	157			
5級	課長補佐 又は主幹 の職務	92	9.1	課長補佐	33	92	9.1	課長補 佐級
				主幹	51			
				分署長	2			
				副指令長	2			
				副所長	2			
				出張所長(4級に分類される出張所長を除く)	2			
				計	92			
6級	副理事、課 長、署長、 副署長又は 参事の職務	65	6.5	課長	33	65	6.5	課長級
				署長(7級に分類される署長を除く)	6			
				副署長	9			
				参事	9			
				指令長	2			
				指揮隊長	2			
				指揮副隊長	2			
				所長	2			
				計	65			
7級	部長、部理 事又は署 長(部長 級)の職務	6	0.6	部長	3	6	0.6	部長級
				署長(6級に分類される署長を除く)	3			
				計	6			
8級	消防局長 又は消防 局次長の 職務	2	0.2	消防局長	1	2	0.2	局長級
				消防局次長	1			
				計	2			

保育職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	保育士の 職務	136	46.6	-	136	229	78.4	係員級
				計	136			
2 級	副主査の 職務	93	31.8	副主査	93			
				計	93			
3 級	保育主 任、係長 又は主査 の職務	27	9.3	主任保育教諭	25	27	9.3	係長級
				主査	2			
				計	27			
4 級	所長代 理、課長 補佐又は 主幹の職 務	21	7.2	園長(5 級に分類される園 長を除く)	4	21	7.2	課長補 佐級
				副園長	15			
				主幹	1			
				主幹保育教諭	1			
				計	21			
5 級	副理事、 所長、課 長又は参 事の職務	15	5.1	園長(4 級に分類される園 長を除く)	12	15	5.1	課長級
				幼保総括参事	1			
				参事	2			
				計	15			

再任用職員給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	知識又は経験を活用した業務を行う職務	257	62.4	-	257	257	62.4	係員級
				計	257			
2級	1 係長又は主査の職務 2 総括的又は困難な業務を行う職務	100	24.3	総括	100	100	24.3	係長級
				計	100			
3級	課長補佐又は主幹の職務	0	0.0	-	0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
4級	副理事、課長、参事、総括参事役又は参事役の職務	54	13.1	総括参事役 参事役	17 37	54	13.1	課長級
				計	54			
5級	会計管理者、部長、副区長又は部理事の職務	0	0.0	-	0	0	0.0	部長級
				計	0			
6級	監、局長、区長又は理事の職務	1	0.2	-	1	1	0.2	局長級
				計	1			

特定任期付職員給料表

号給	従事する業務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0		0
2号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	3	75.0	主幹	3
3号	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		0
4号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	25.0	参事	1
5号	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0
6号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		0
7号	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0		0

高等学校等教育職給料表

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	高等学校又は特別支援学校の講師(人事委員会規則で定めるものを除く。)、助教諭、養護助教諭又は実習助手(人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務	131	40.6	講師 実習助手 養護助教諭	121 2 5	131	40.6	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手
				計	131			
2 級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭(人事委員会規則で定めるものを除く。)又は栄養教諭(人事委員会規則で定めるものを除く。)の職務	170	52.6	教諭 養護教諭 栄養教諭 総括実習助手	164 4 2 1	170	52.6	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習助手
				計	177			
3 級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	10	3.1	主幹教諭 指導教諭	4 6	10	3.1	主幹教諭 指導教諭
				計	10			
4 級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	8	2.5	副校長 教頭	1 7	8	2.5	教頭
				計	8			
5 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	4	1.2	校長 准校長	3 1	4	1.2	校長
				計	4			

行政給料表(学校に勤務する者に限る)

職務 の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事又は技師の職務（2級に分類される主事又は技師の職務を除く。）	72	37.7	主事 技師	64 8	153	80.1	係員級
				計	72			
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	60	31.4	主事 技師	56 4			
				計	60			
3 級	副主査の職務	21	11.0	副主査	21			
				計	21			
4 級	主査の職務	37	19.4	主査	37	37	19.4	係長級
				計	37			
5 級	高等学校の経営企画室の室長代理の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長補佐級
				計	0			
6 級	高等学校の経営企画室の室長又は参事の職務	1	0.5	経営企画室 長	1	1	0.5	課長級
				計	1			

再任用職員給料表(学校に勤務する者に限る)

職務の 級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事又は技師の職務	21	100	主事	21	21	100	係員級
				計	24			
2 級	主査の職務	0	0.0		0	0	0.0	係長級
				計	0			

小中学校等教育職給料表

職務 の級	基準となる職 務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	幼稚園、小学校 又は中学校の 講師(人事委員 会規則で定め るものを除 く。)、助教諭 又は養護助教 諭の職務	807	18.8	講師 養護助教諭	748 59	807	18.8	講師 助教諭 養護助教諭
				計	807			
2 級	幼稚園、小学校 又は中学校の 教諭、養護教諭 (人事委員会規 則で定めるも のを除く。)又 は栄養教諭(人 事委員会規則 で定めるもの を除く。)の職 務	3045	70.4	教諭 養護教諭 栄養教諭	2886 122 37	3045	70.7	教諭 養護教諭 栄養教諭
				計	3045			
3 級	幼稚園、小学校 又は中学校の 主幹教諭又は 指導教諭の職 務	174	4.0	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	104 57 10 3	174	4.0	主幹教諭 指導教諭
				計	174			
4 級	1 幼稚園の 園長の職務 2 小学校又 は中学校の副 校長又は教頭 の職務	145	3.4	園長 准園長 副校長 教頭	8 1 1 135	145	3.4	園長 副校長 教頭
				計	145			
5 級	小学校又は中 学校の校長の 職務	133	3.1	校長	133	133	3.1	校長
				計	133			

企業職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な 業務を行 う職務	15	3.3	-	15	266	59.2	係 員 級
				計	15			
2級	高度な知 識又は経 験を必要 とする業 務を行う 職務	132	29.4	-	132			係 員 級
				計	132			
3級	副主査	119	26.5	副主査	119			係 員 級
				計	119			
4級	係長又は 主査	95	21.2	係長 担当係長	43 5	95	21.2	係 長 級
				主査 計	47 95			
5級	課長補佐 又は主幹	47	10.5	課長補佐 主幹	19 28	47	10.5	課 長 補 佐 級
				計	47			
6級	副理事、課 長又は参 事	33	7.3	課長 参事	25 8	33	7.3	課 長 級
				計	33			
7級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事	7	1.6	部長 部理事 室長	4 2 1	7	1.6	部 長 級
				計	7			
8級	監、局長、 区長又は 理事	1	0.2	局次長	1	1	0.2	局 長 級
				計	0			

企業職給料表(再任用)

職務の 級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	知識又は 経験を活 用した業 務を行う 職務	27	81.8	-	27	27	81.8	係員級
				計	27			
2 級	1 係長 又は主 査の職 務 2 総括 的又は 困難な 業務を 行う職 務	4	12.1	総括	4	4	12.1	係長級
				計	4			
3 級	課長補佐 又は主幹 の職務	0	0.0	-	0	0	0.0	課長補 佐級
				計	0			
4 級	副理事、 課長、参 事、総括 参事役又 は参事役 の職務	2	6.1	参事役	2	2	6.1	課長級
				計	2			
5 級	会計管理 者、部長、 副区長又 は部理事 の職務	0	0.0	-	0	0	0.0	部長級
				計	0			
6 級	監、局長、 区長又は 理事の職 務	0	0.0	-	0	0	0.0	局長級
				計	0			

現業職給料表

職務 の級	基準とな る職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能又は 経験を必 要とする 職務	0	0.0	-	0	0	100	係員級
				計	0			
2級	相当高度 の技能又 は経験を 必要とす る職務	1	1.7	-	1	1		
				計	1			
3級	副主査の 職務	32	55.2	副主査	32	32		
				計	32			
再任 用	知識又は 経験を活 用した業 務を行う 職務	25	43.1	-	25	25		
				計	25			

8 市長・副市長の給料等及び議会議員の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給料	市 長	市 長	1,190,000円（※833,000円）	
	副 市 長	副 市 長	990,000円（※841,000円）	
報酬	議 長	議 長	950,000円（※902,500円）	
	副 議 長	副 議 長	850,000円（※807,500円）	
	議 員	議 員	780,000円（※741,000円）	
期末手当	市 長	市 長	（令和3年度支給割合）	4.3月分
	副 市 長	副 市 長	（加算率）	20%
期末手当	議 長	議 長	（令和3年度支給割合）	4.3月分
	副 議 長	副 議 長	（加算率）	20%

※（ ）内の額は、減額措置後の額で、実施期間は、「9 市長・副市長・議会議員の給与・報酬減額措置状況（参考）」のとおり。

9 市長・副市長・議会議員の給与・報酬減額措置状況（参考）

	令和元年 7 月～現市長の現任期中 （右記の期間を除く。）	令和 2 年 6 月～11 月
市 長	・ 給料、地域手当及び期末手当を 30%減額	・ 給料、地域手当を 45%減額 ・ 期末手当を 30%減額
副 市 長	・ 給料、地域手当及び期末手当を 15%減額	・ 給料、地域手当を 30%減額 ・ 期末手当を 15%減額

	令和 3 年 4 月～令和 5 年 3 月	令和 2 年 6 月～11 月
議長、副議長、議員	・ 報酬を 5%減額	・ 報酬を 15%減額

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、休憩時間、年次有給休暇などについては、「堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）」で定められており、次のとおりです。

1 勤務時間の状況

令和 4 年 4 月 1 日における職員の勤務時間は、次のとおりです。

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	9 : 00	17 : 30	12 : 00 ～12 : 45

（注） この勤務時間については、本庁勤務の職員の勤務時間であり、変則勤務職場や教職員については、別に定められています。

2 年次有給休暇の取得状況

職員の年次有給休暇は、1 年度につき 20 日付与され、使用しなかった休暇については、翌年度に限り繰り越されます。

令和 3 年度における職員の年次有給休暇の平均取得日数は、1.4、6 日です。

3 その他の休暇の状況

その他に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等に基づき認められている休暇には、公民権の公使のための休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、子の看護のための休暇などがあります。

4 介護休暇の取得状況

介護休暇とは、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護するために、任命権者の承認を得て、6か月の期間内において必要と認められる期間取得できる制度です。

令和3年度における介護休暇の取得者数は、11人です。

V 職員の休業の状況

職員の休業には、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）」に基づく育児休業、部分休業及び、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に基づく配偶者同行休業があります。

1 育児休業の取得状況

育児休業とは、任命権者の承認を得て、養育する子が3歳に達するまでの間、休業することができる制度です。

また、部分休業とは、育児休業と同じく、任命権者の承認を得て、養育する子が小学校就学に達するまでの間、1日につき2時間以内で休業することができる制度です。

令和3年度における育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。（教職員を含む。）

（人）

	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業		部分休業	
		令和3年度中に新規取得	令和2年度以前から継続取得	令和3年度中に新規取得	令和2年度以前から継続取得
男性	326	76	8	2	4
女性	213	213	318	22	29
計	539	289	326	24	33

2 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業とは、任命権者の承認を得て、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合、休業することができる制度です。

令和3年度に新たに取得した職員数は0人です。

Ⅵ 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限

分限処分とは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第28条に基づき、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図るために、降任、免職、休職又は降給の不利益処分を行うことです。

令和3年度に行った分限処分の件数は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
市長事務部局等	0	137	0	0	137
消 防 局	0	6	0	0	6
教育委員会	0	121	0	0	121
上下水道局	0	8	0	0	8
合計	0	252	0	0	272

2 懲戒

懲戒処分とは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第29条に基づき公務員としてふさわしくない非違行為を行った職員の道義的責任を追及することで服務規律の維持を図るために、戒告、減給、停職又は免職の不利益処分を行うことです。

令和3年度に行った懲戒処分の件数は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長事務部局等	0	0	2	1	3
消 防 局	0	0	0	0	0
教育委員会	2	1	1	1	5
上下水道局	0	0	0	0	0
合計	2	1	3	2	8

Ⅶ サービス

地方公務員法には、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないとされ、地方公務員が遵守すべきサービスの根本基準が定められています。

それ以外にも、個別の義務として、法令の遵守や上司の職務上の命令に忠実に従う義務、職務に専念する義務や職務上知り得た秘密を守る義務が課せられています。また、争議行為などや信用失墜行為を行うことも禁止されており、さらには、営利企業などに従事することや政治的行為を行うことも制限されています。

このように、地方公務員には職務の円滑な遂行や住民の公務に対する信頼を確保するために、さまざまな制約があります。

こうしたサービス規律を確保し、より一層のサービス規律の維持向上に努めるべく、職員に対して周知徹底し、適切な指導に取り組んでいます。

VIII 職員の退職管理

本市では、「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）」「堺市退職者の再就職に係る状況の公表等に関する要綱」を設け、退職者の再就職に関する取扱いを定め、適切な退職管理の確保を図っています。

職員の退職管理の内容は次のとおりです。

1 再就職者による現職職員への働きかけの規制

市を退職後、営利企業等に再就職した元市職員は、本市と再就職した営利企業との間の契約や処分に関する事務について、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間に職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求、依頼することが規制されています。規制される働きかけの内容は次のとおりです。

規制の主体	規制される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間
	在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ	期間定めなし
管理職職員	離職前5年より前に管理職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後2年間

2 再就職状況等の報告

(1) 離職時の報告

職員が定年又は自己都合等により離職する場合には、「堺市退職者の再就職等に係る状況の公表等に関する要綱」に基づき、離職時に再就職先等の離職後の予定について市に報告する必要があります。

(2) 離職後2年間における報告

管理職（課長級以上）の職員については、離職後においても市に対して一定の影響力を有していると考えられるため、「堺市職員及び組織の活性化に関する条例」に基づき、離職後2年間に再就職した場合は、その都度、市に再就職した旨の届出を行うことが義務付けられています。

また、職員の再就職に関する公正性及び透明性を確保し、退職管理の適正を確保するための措置として、これらの再就職状況を本市ホームページ等で公表しています。

令和3年度中に退職した管理職職員の再就職先の公表の概要は次のとおりです。

○令和3年度中に退職した管理職職員の再就職先の概要（教職員除く）

職務の級 （退職時）	退職後の再就職状況				
	再任用等	外郭団体	民間	自治体等	未就職
局長級	5	3	2	0	0
部長級	12	3	3	0	0
課長級	21	3	8	1	9
計	38	9	13	1	9

○令和３年度中に退職した管理職職員の再就職先の概要（教職員）

職務の級 （退職時）	退職後の再就職状況				
	再任用等	外郭団体	民間	自治体等	未就職
校長、准校長	13	0	1	1	1
園長、教頭、副校長	3	0	1	2	0
経営企画室長	0	0	0	0	0
計	16	0	2	3	1

IX 職員の研修

堺市職員の研修は、「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）」第３９条の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために実施しています。

１ 堺市が実施する研修

職員研修は、行政をとりまく環境の変化に対応し得る組織体制及び職場風土をつくるため、職務を遂行する上で必要な知識、技能等を習得し、その能力の向上を図ることにより、職員が地方自治の本旨を理解し、公務員としての使命及び責任を自覚するとともに、その行動を変容し、もって市民の付託に応える市政の推進に資することを目的として、「堺市職員研修規程（昭和５８年庁達第１号）」に基づき実施しています。

令和３年度は以下のとおり実施しました。

（１）職場研修

日常の業務を通じて、又は日常の業務に関連させ、業務の遂行に必要な知識、技能、態度等の習得を図る研修

（２）業務主管研修

業務を主管する組織の長が、当該組織が主管する業務と同種の業務等を担当する他の組織に所属する職員を対象に、実務的かつ専門的な能力の習得と向上を図る研修

（３）職員能力開発センター研修

- ・特別研修 — 職員に期待される役割に照らし合わせて、職場での行動を点検し、自らの意思による意識改革・行動改革を促す研修
- ・階層別研修 — 職員又は職務の階層別に、その階層に共通して必要とされる知識、技能等を習得させるために行う研修
- ・選択研修 — 広い視野及び高い識見を養成し、職務の遂行に必要な能力等を養成するために行う研修

(4) その他

- ・自己啓発支援　－　職務遂行能力の向上のために、勤務時間外に自主的に取り組む自己啓発を支援する事業
- ・外部派遣研修　－　より高度な政策形成・マネジメント能力等を養成するため、外部機関が実施する研修へ派遣するもの

令和3年度　職員能力開発センター研修　実施状況

研　修　名		人数
特別研修	トップセミナー	133
	管理職セミナー	500
	防災研修会	293
階層別研修	公務員基礎研修Ⅰ	258
	公務員基礎研修Ⅰ（任期付職員対象）	19
	公務員基礎研修Ⅰ（後期）	241
	公務員基礎研修Ⅱ	178
	公務員基礎研修Ⅲ	149
	新任係長級研修	153
	新任課長補佐級研修	109
	新任課長級研修	81
	再任用・再雇用職員研修	101
選択研修	選択研修（議会对応力向上　外3件）	182
研修サポート	ルーキートレーナー研修	220
	e-learning（ビジネスマナー）	240
計		2857

令和３年度 自己啓発支援 実施状況

- 職員通信教育奨励制度 人材開発課指定の通信講座を申込した職員 令和３年度適用人数 ３人 - 自主研究グループ活動支援制度 自主研究グループに対する奨励金の交付、講師等の紹介、参考図書等の情報提供及び研修室の貸出 令和３年度適用グループ数 ５グループ - 職員資格取得等報奨制度 人材開発課指定の資格等を取得した職員に対し、奨励金を交付 令和３年度適用人数 ４８人

令和３年度 外部派遣研修 実施状況

研修機関	コース名	派遣人数
部落解放・人権研究所	部落解放・人権大学講座（第１１７期）	１
公務人材開発協会	接遇研修指導者養成研修 外１件	２

２ 消防局が実施する研修

地方公務員法第３９条の規定に基づき、堺市職員研修規程に定める研修を実施。（職員能力開発センター研修は、任命権者間の協議に基づき、人材開発課において実施）

消防局が実施する研修は、消防職員に対し消防の使命及び責務を正しく自覚し、及び認識させるとともに、知識と技能の修得、体力の錬成と規律の保持及び人格の向上を図ることにより、能率的に職務を遂行し得る職員を養成することを目的として、「堺市消防職員研修規程」（平成２５年消防長庁達第１７号）に基づき実施している。

令和３年度に実施した研修は以下のとおり。

（１）学校研修

職員を消防学校又は消防大学校に派遣して行う教育訓練

（２）委託研修

職員を各分野の専門知識、技能の修得又は資格取得のために、他の地方公共団体その他の団体等に派遣して行う教育及び訓練

（３）一般研修

所属長がその所属の職員に対して行う研修及び訓練並びに職務上管理監督の地位にある者が常時部下の統率指導を通じて行う研修及び訓練として、署課において消火、救助及び救急関係の訓練をはじめ、業務遂行上必要な知識及び技能の習得を図る研修。

令和3年度 学校研修・委託研修 実施状況（消防局）

科目			回数	延人数
学 校 研 修	消 防 大 学 校	幹部科	1	1
		予防科	1	1
		指揮隊長コース	1	1
		女性消防吏員活躍推進コース	1	1
	府 立 消 防 学 校	初任教育	2	35
		専科教育（救助科）	2	12
		専科教育（警防科）	1	10
		専科教育（防火査察）	1	4
		専科教育（予防科消防用設備）	1	4
		専科教育（予防科危険物）	1	3
		専科教育（火災調査科）	1	10
		幹部教育（初級幹部科）	1	10
		幹部教育（中級幹部科）	1	10
		幹部教育（上級幹部科）	1	3
		特別教育（はしご車技術講習）	2	6
		特別教育（通信指令研修）	1	2
		特別教育（教育技法研修）	1	1
委 託 研 修	総 務 関 係	衛生管理者受験講習	1	6
		安全衛生推進者養成講習会	1	9
	警 防 関 係	潜水技術研修（NSTC）「5日間コース」	1	1
		潜水土受験	1	5
		小型移動式クレーン運転技能講習	1	3
		玉掛け技能講習	1	3
		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習	1	1
		低圧電気取扱業務に係る特別教育講習	1	1
		2級小型船舶操縦士免許更新講習	1	1
		ウインチ特別教育	1	1
		2級小型船舶操縦士免許取得講習	1	1
		NIRS放射線事故初動セミナー	1	1
		国際消防救助隊セミナー	1	1
		E・C・Rドローン技能認定スクール	1	1
		伐木等の業務に関する特別教育	1	2
		フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1	2
		大阪市消防局受託研修指揮研修	1	1
		大阪市消防局受託研修消火技術指導者研修	1	1

	整備管理者選任前研修	1	2
	安全・副安全運転管理者講習	1	13
	大阪府機関員養成講習派遣計画	1	13
	大型機関員特別講習（随時）	1	10
	全国市有物件災害共済会講演会	1	18
	大阪府下消防長会消防活動事例発表会	1	21
	災害対策専門研修	1	1
	原子力防災研修	1	5
通信関係	第三級陸上特殊無線技士養成課程（受託型）	2	60
	大阪市消防局指令課指令業務研修	2	2
	通信指令シンポジウム	1	1
救急関係	大阪市消防局高度専門教育訓練センター救急救命士養成課程	1	6
	救急救命東京研修所救急救命士研修課程	1	1
	救急救命九州研修所救急救命士研修課程	1	1
	救急救命士就業前教育（堺市立総合医療センター）	1	12
	救急救命士生涯教育病院実習（堺市立総合医療センター）	1	55
	救急救命士生涯教育病院実習（近畿大学病院）	1	72
	救急救命士気管挿管病院実習（大阪労災病院）	1	15
	救急救命士ビデオ挿管病院実習	1	38
	日本臨床救急医学会	1	1
	全国救急隊員シンポジウム	1	3
	近畿救急医学会研究会救急隊員部会	4	5
	予防技術検定（防火査察・消防用設備等・危険物）	1	14
	大阪府下消防長会火災調査事例発表会	1	3
防災関係	建築防火・防災講習会	1	1
	非破壊試験技術講習会	1	1
	屋外タンク実務担当者講習会	1	1
	高圧ガス保安法研修	1	1
	行政機関向け高圧ガス保安法令勉強会	1	1
	危険物事故事例セミナー	1	1
	危険物事故防止講習会	1	5
	危険物保安技術講習会	1	5
	保安検査のポイントと事例紹介セミナー	1	1

科目		延回数	延人数
一般 研 修	交通安全運転研修会	1	59
	兼任小隊長訓練	1	49
	警防研修会	2	78
	地震災害対応訓練	1	230
	緊急消防援助隊関連訓練	7	31
	集中講義	2	294
	救急救命技術研修会	1	26
	症例検討会	1	83
	特別救急隊勉強会	1	20
	救急救命技術錬成会	1	79
	調査責任者研修	2	34
	火災調査基礎研修	2	18
	火災調査実務研修	16	335
	火災調査専門研修（電気火災）	2	18
	火災調査e研修	1	36
	火災調査巡回研修	30	372
	予防業務に関する研修	9	132
	惨事ストレス研修会	1	230
	安全衛生管理研修	1	192

3 教職員の研修

教職員の研修は、子ども一人ひとりの「生きる力」の育成に向け、各学校園の教育改善の推進と教育力向上を担う「情熱」「指導力」「人間力」を備えた教職員の育成のために、効果的かつ計画的に研修・研究を進めることを目的として、堺市教育センターで実施しています。令和3年度において実施した研修は、次のとおりです。

研究部門

学力調査等の分析等を基に、本市の現状把握を行うとともに、他市の先進事例の情報収集を行い、個々の子どもの総合的な学力向上、教員の資質、実践力、マネジメント力の向上を図る研究を行い発信する。

研修部門

基本研修・・・「堺市教員育成指標」に基づき、教職経験年数に応じて、教職員として職務を遂行するために必要な資質能力の向上を図る。

管理職研修・・・今日の社会や教育の動向及び本市における教育課題についての認識を深め、危機管理能力をはじめ学校管理運営に必要な資質能力の向上を図る。

総合研修・・・教育の今日的課題をとりあげ、意識改革と多様な問題に対応する資質能力の向上を図る。

特別研修・・・自己啓発を促し、教員としての資質能力の回復・向上を図るとともに、教育課題を創造的に解決しようとする教職員の研修や実践を支援する。

令和3年度 教育センター研修 実施状況

	研修名		延回数	延人数
研究部門	がんばる学校園サポート		33	505
	教育課題研究支援		0	0
	教職員教育研究講演会		7	オンライン実施
	教職員教育研究事業		150	1,472
	教育課題研修		9	812
基本研修	新規採用者研修 初任者・発展研修及び	幼稚園新規採用教員研修	14	14
		初任者・発展研修(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)	80	3,242
		新規採用養護教諭研修	12	89
		新規採用栄養教諭研修	10	10
		新規採用学校事務職員研修	2	14
	経験者研修及び専門研修	中堅教諭等資質向上研修(8年次)	59	1,164
		中堅教諭等資質向上研修(5年次)	2	221
		学校マネジメント研修	1	27
		研修主任研修	3	303
		拠点校指導教員・初任者指導教員研修	1	50
		新任保健主事研修	2	135
		学校事務職員研修	0	0
		高等学校教育研修	5	9
		幼児教育研修	3	243
		幼児教育実践交流セミナー	3	57
		保幼小合同研修会	2	341
管理職研修	管理職研修	校園長研修	1	150
		教頭研修	2	312
		新任校園長研修	2	45
		新任教頭研修	2	61
		課題対応研修	3	343
		学校給食衛生管理・食育研修	1	3
総合研修	課題別研修	人権教育研修	2	188
		教科別授業スタンダード活用研修	5	216
		教職員基本研修	6	781
		日本語指導研修	1	81
		特別支援教育推進研修	3	603
		支援学級担任研修	3	331
		新任支援学級担任研修会	1	131
		特別支援教育コーディネーター研修	1	54
		通級指導教室担当者研修	8	146
	談話研修 教育相談	危機対応研修	1	92
		教育相談事例研修①	1	136
		教育相談事例研修②	1	97

		ABA（応用行動分析）活用研修	1	205
		子ども理解研修	1	125
		学校教育相談研修①	1	185
		学校教育相談研修②	0	0
		心理尺度活用研修	1	181
		社会性と情動の学習（SEL）研修	1	112
		関係機関連携研修	1	136
		教育相談実践研修	0	0
	健康・安全 教育研修	養護教育教諭研修	1	80
		応急手当普及員養成研修	2	43
		心肺蘇生法実技研修	1	14
		学校保健安全研修	1	85
		栄養教諭・学校栄養職員研修	3	81
	科学 教育 研修	小学校理科教材研修	11	111
		小学校理科出張研修	11	138
		科学教育研修	4	11
		小学校理科スタンダード研修	1	15
		小学校理科主任研修	1	92
		中学校理科スキルアップ研修	4	19
		CST 活動研修	0	0
	情報 教育 研修	ホームページ運用研修	0	0
		いくくるメール研修	0	0
		子どもサポートシステム研修	0	0
		子どもサポートシステム年次更新研修	0	0
		教育用ソフト（スカイメニュー）活用研修	11	170
		タブレット活用研修	16	343
特別 研修	特別 研修	堺・教師ゆめ塾	5	75
		堺・学校インターンシップセミナー	2	21
		授業等改善相談会「堺・教師プロ塾」	0	0

X 福祉及び利益の保護

1 健康管理事業等

職員が、心身ともに健康で、職務遂行にその能力を十分に発揮できるよう、本市においては、「堺市職員安全衛生管理規則（昭和50年規則第53号）」に基づく安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施等により、職員の健康保持・増進を図っているところです。なお、教職員の健康管理事業等は別で実施しています。

令和3年度に実施した主な事業は、次のとおりです。

(1) 健康診断の実施

生活習慣病、結核及び職業病などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名		回数（回）	受診者数（人）
一般定期健康診断		1	7,465
特定業務従事者健康診断等	深夜業務従事者健康診断	2	888
	高気圧業務定期健康診断	1	96
	病原体による汚染の著しい業務従事者健康診断	2	10
	電離放射線業務従事者健康診断	0	0
	特定化学物質取扱業務従事者健康診断	2	69
	有機溶剤業務従事者健康診断	2	55
	酸取扱業務従事者健康診断	2	58
	頸肩腕障害等健康診断	1	512
	情報機器作業従事者健康診断	1	2,291
その他	胃X線検診	1	561
	子宮がん検診	1	758
	乳がん検診	1	1,111
	骨粗鬆症検診	1	196

(2) 長時間労働による健康障害防止のための保健指導等

長時間労働による健康障害防止のため、産業医が、職員に対して面接指導を実施しました。（延べ457人）

(3) メンタルヘルス対策の実施

① 【第一次予防】心の健康の保持増進

心の健康の保持増進を図るため、職員を対象にメンタルヘルス研修（セルフケア・ラインによるケア）を実施するとともに、ストレスチェックを行いました。

○ メンタルヘルス研修（動画）

区分	対象職員	回数	受講者数
セルフケア	全職員	1回	236人
ラインによるケア	課長級以上の職員	1回	436人

※ 上記のほか、人材開発課主催の研修の一環として、新規採用職員に対してセルフケア研修（動画）を実施しています。

○ ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定に基づき、職員のストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票57項目）を実施しました。

受検者数 6,700人（令和3年度）

② 【第二次予防】心の不健康な状態への早期対応

外部機関のメンタルヘルス相談窓口	21件
庁内メンタルヘルス相談窓口（精神科医師）	37件
心の健康相談（健康管理スタッフによるケア）	245件

③ 【第三次予防】円滑な職場復帰と再発の防止

○ 職場復帰のための事前訓練

精神疾患等により休職中の職員が復職する場合における当該職員の復職に対する不安を軽減し、疾病の再発防止を図るため、その治療の一環として職場復帰のための事前訓練を実施しました。 25件

○ 復職指導

休職していた職員の復職後の円滑な職場適応と再発予防を目的として、職員本人とその所属長に対して産業医等による面談を実施しています。

精神疾患のみ 15件

(4) 教職員の健康管理等

① 健康診断の実施

生活習慣病、結核などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施しました。

健康診断名	回数（回）	受診者数（人）
定期健康診断	4	4537
情報機器作業従事者健康診断	1	202
胃X線検診	1	177
子宮がん検診	1	301
乳がん検診	1	494
骨粗鬆症検診	1	156
腰痛検診	1	179

① 長時間労働による健康障害防止のための保健指導

長時間労働による健康障害防止のため、医師が職員に対し健康相談を行いました。
(のべ491人)

② メンタルヘルス対策の実施

【第一次予防】心の健康の保持増進

心の健康の保持増進を図るため、管理職（必須）、衛生委員（希望者）を対象に、動画配信でのメンタルヘルス研修を実施しました。

また、安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10の規定に基づき、教職員のストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票57項目）を実施しました。

(受検者 3,688人)

【第二次予防】心の不健康な状態への早期対応

○本市のメンタルヘルス相談窓口（相談数 セルフケア１０件、ラインケア２件、計１２件）

【第三次予防】円滑な職場復帰と再発の防止

○職場復帰のための試し出勤

精神疾患等により休職中の職員が復職する場合において、当該職員の復職に対する不安を軽減し、疾病の再発防止を図るため、試し出勤を実施しました。（１件）

○復職支援

休職していた職員の復職後の円滑な職場適応と再発予防を目的として、職員本人とその所属長に対し、復職支援員による面談等を実施しました。（２４件）

2 公務災害認定件数

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき療養補償、障害補償等の各種補償を行っています。

	公務災害	通勤災害	合 計
令和３年度	７３件	３２件	１０５件

※ 教職員を含む

3 福利厚生事業

本市職員の年金制度、健康保険制度などは、大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合で、厚生制度は堺市職員厚生会等で行っています。

(1)大阪府市町村職員共済組合・公立学校共済組合について

① 負担率

ア 長期給付事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

	職員掛金率	市負担金率	公的負担金率	経過の長期給付負担金
令和３年度	91.5/1000	91.5/1000	40/1000	0.1001/1000

	年金払い退職給付	
	職員掛金率	市負担金率
令和３年度	7.5/1000	7.5/1000

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

	職員掛金率	市負担金率	公的負担金率	経過の長期給付負担金
令和３年度	91.50/1000	91.50/1000	40/1000	0.1001/1000

	年金払い退職給付	
	職員掛金率	市負担金率
令和3年度	7.5/1000	7.5/1000

※ 公的負担金とは基礎年金の給付に要するもので、経過的長期給付負担金とは平成27年9月以前決定の公務等給付に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

※ 年金払い退職給付は、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から創設されました。

イ 短期給付事業

給料に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

	職員掛金率	市負担金率	特別財政調整負担金率	公的負担金率
令和3年度	48.0/1000	48.0/1000	0.1/1000	0.06/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分（8.5/1000）を含んでいません。

・公立学校共済組合

	職員掛金率	市負担金率	公的負担金率
令和3年度	42.1/1000	42.1/1000	0.10/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分（8.90/1000）を含んでいません。

期末手当等に対する掛金・負担金率

・大阪府市町村職員共済組合

	職員掛金率	市負担金率	特別財政調整負担金率	公的負担金率
令和3年度	48.0/1000	48.0/1000	0.1/1000	0.06/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分としての8.5/1000を含んでいません。

※ 特別財政調整負担金とは各共済組合間の掛金に係る不均衡を調整するためのもので、公的負担金とは育児休業手当金及び介護休業手当金に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

・公立学校共済組合

	職員掛金率	市負担金率	公的負担金率
令和3年度	42.1/1000	42.1/1000	0.10/1000

※ 上記の職員掛金率及び市負担金率には介護保険分としての7.49/1000を含んでいません。

※ 公的負担金とは育児休業手当金及び介護休業手当金に要するもので、いずれも地方公共団体（市）の負担分です。

ウ 福祉事業

給料に対する掛金・負担金率

- ・大阪府市町村職員共済組合

	職員掛金率	市負担金率
令和3年度	1.6/1000	1.6/1000

c

- ・公立学校共済組合

	職員掛金率	市負担金率
令和3年度	1.41/1000	1.41/1000

期末手当等に対する掛金・負担金率

- ・大阪府市町村職員共済組合

	職員掛金率	市負担金率
令和3年度	1.6/1000	1.6/1000

- ・公立学校共済組合

	職員掛金率	市負担金率
令和3年度	1.41/1000	1.41/1000

② 令和3年度市負担金決算額

- ・大阪府市町村共済組合 7,619,840,210 円
- ・公立学校共済組合 6,399,337,347 円

③ 事業内容

- ・大阪府市町村職員共済組合及び公立学校共済組合

長期給付事業	組合員（職員（以下同様。））が永年勤続して退職したときや在職中の病気やケガがもとで心身に故障が生じた場合、又は死亡したときに年金等を給付する事業 ・老齢厚生年金 ・障害厚生年金 ・障害手当金 ・遺族厚生年金
短期給付事業	組合員やその家族が病気やケガをしたとき、又は出産や死亡したとき等に必要な費用の一部を給付する事業 ・療養の給付 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金 など
福祉事業	住宅取得などのための資金の貸付、宿泊施設の運営など組合員の福祉を増進するための各種事業 ・貸付事業 ・宿泊施設の運営
保健事業	健康保持増進を目的に行う事業 ・人間ドック ・フィットネス施設の利用補助 など

※被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月から厚生年金に統一されました。

(2) 堺市職員厚生会及び堺市学校園教職員厚生会等について

- ・堺市職員厚生会（教職員を除く）

① 負担率

費用負担割合	職員会費：市補助金
令和3年度	1 : 0.45

（会費は月額で職員の給料月額の 5/1000、市補助金は職員の給料月額の 2.25/1000）

② 令和3年度市補助金決算額（全会計）46,865,035 円

③ 事業内容

会員制福利厚生事業	福利厚生代行会社の福利厚生メニュー（各種施設や店舗等を割安な会員価格で利用）の実施
人間ドック補助事業	人間ドックの受診料の補助
ライフプラン事業	生涯生活設計に関するセミナー等の開催
カフェテリアプラン事業	付与されたポイント内で、宿泊施設やスポーツ施設等の利用助成
給付事業	育児支援金、死亡弔慰金
福利厚生施設	会議室
その他	健康増進事業、職員親睦事業、生命保険・損害保険等の団体取扱い

- ・堺市学校園教職員厚生会

① 個人会費

一人あたり 500 円（令和3年度）

※本市の費用負担はありません。

② 事業内容

レクリエーション事業（スポーツ大会・芸術鑑賞等）

- ・大阪府教職員互助組合（教職員）

教職員は、一般財団法人大阪府教職員互助組合に特別会員として継続加入しています。

なお、本市の費用負担はありません。

XI 人事委員会報告

人事委員会は、任命権者から独立した中立的かつ専門的な立場から人事行政に関する事務を公正、効率的に処理する機関で、政令指定都市には設置が義務付けられています。

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験及び採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

○令和3年4月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込者 数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数
大学 卒 程 度	事務 【プレゼン型】	35名程度	571	525	122	105	43
	土木 (農学・造園を含む。)	15名程度	81	80	49	45	16
	建築	4名程度	30	27	17	15	4
	機械	若干名	16	16	7	6	1
	電気	若干名	19	14	6	4	1
	化学	若干名	38	33	10	9	1
社会福祉		20名程度	123	115	57	52	24
社 会 人	土木 (農学・造園を含む。)	3名程度	23	16	11	11	3
	建築	若干名	10	8	7	5	1

○令和3年6月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込 者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数
大学卒程度 (事務)		52名程度	351	224	178	149	46
心理		7名程度	24	16	13	12	6
保健師		3名程度	2	2	2	2	0
薬剤師		若干名	9	8	7	7	2
保育教諭		8名程度	99	95	35	29	10
獣医師		若干名	6	5	-	-	3
就 職 氷 河 期 世 代 対 象	事務	3名程度	156	124	31	28	3
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	15	12	10	9	2
	建築	若干名	5	5	3	3	1
キャリア・リターン (事務職)		若干名	2	2	-	-	0
キャリア・リターン (技術職)		若干名	-	-	-	-	-
大 学 卒 程 度	消防吏員A	10名程度	63	46	27	25	9
	消防吏員B	10名程度	85	63	28	28	12
	消防吏員C (航海・機関)	若干名	4	3	2	2	1

	消防吏員D (航海・機関)	若干名	4	3	3	3	0
--	------------------	-----	---	---	---	---	---

※大学卒程度（事務）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：82名、第三次試験受験者数：65名）

※就職氷河期世代対象（事務）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：11名、第三次試験受験者数：11名）

※獣医師、キャリア・リターン（事務職）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載。

キャリア・リターン（技術職）の申込はなかった。

○令和3年9月実施分

(人)

試験区分		採用予定 人数	申込 者数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数
高校卒程度	事務	12名程度	73	63	51	47	17
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	6	6	6	6	4
	機械	若干名	-	-	-	-	-
	電気	若干名	3	3	3	2	2
	消防吏員A	9名程度	153	119	37	32	11
	消防吏員B (航海・機関)	若干名	3	1	1	1	0
司書		4名程度	105	84	27	23	3
学芸員〈考古学〉		若干名	25	18	11	8	2
学芸員〈美術工芸〉		若干名	41	26	13	12	1
精神保健福祉士		若干名	12	10	9	8	1
保健師		5名程度	52	25	21	18	9
障害者を対象とした事務		4名程度	76	63	36	31	3
社会人	事務	21名程度	462	319	107	94	35
	土木 (農学・造園を含む。)	若干名	17	14	10	9	6
	建築	3名程度	9	8	8	8	5
	設備	4名程度	22	21	15	14	2
	社会福祉	11名程度	78	56	47	47	19
	心理	3名程度	13	9	8	8	3
学校事務	一般	6名程度	239	161	30	26	6
	障害者	若干名	21	13	10	7	1

※社会人（事務）は第三次試験を実施

（第二次試験合格者数：61名、第三次試験受験者数：58名）

※高校卒程度（機械）の申込はなかった。

○令和4年1月実施分

(人)

試験区分	採用予定 人数	申込者 数	第一次試験 受験者数	第一次試験 合格者数	第二次試験 受験者数	最終 合格者数
保育教諭 (任期付職員)	4名程度	11	9	-	-	4
事務 (任期付短時間勤務職員)	6名程度	32	23	-	-	11

※保育教諭（任期付職員）、事務（任期付短時間勤務職員）は、第一次試験と第二次試験の区別がないため、第一次試験受験者数は筆記試験の受験者数を記載

○その他の採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人数（人）
部長級	1
課長級	1
課長補佐級	1
係長級	1
計	4

(2) 昇任選考（任命権者に委任しているものを除く。）

職務の級	人数（人）
局長級	8
部長級	22
課長級	71
計	101

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

職員は、憲法で保障された労働基本権のうち、団体交渉権の一部や争議権が制約されています。その代償措置として、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応したものとして確保するため、地方公務員法において人事委員会による給与等の勧告制度が規定されています。

人事委員会では、この趣旨に基づき、職員及び市内民間事業所に勤務する従業員の給与等を調査し、公民比較を行います。そして、職員の給与等が適当であるかを市議会及び市長に報告するとともに、必要に応じて、講ずべき措置を勧告します。

令和2年に行った職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 報告・勧告日 令和3年10月4日

(2) 本市職員と民間従業員との給与比較

① 給与等の調査

令和3年4月現在の市職員及び本市内に所在する民間事業所の従業員の給与等について実態調査を実施。民間従業員については、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち232事業所を母集団として、その中から人事院により無作為抽出された78事業所を対象に調査を実施。

（調査完了事業所60事業所、調査完了率76.9%）

② 比較の結果

ア 月例給（本市職員と民間従業員の給与をラスパイレース方式により、役職段階、学歴、年齢の条件が同等と認められるもの同士で比較）

民間従業員給与 (A)	市職員給与 (B)	公民較差 (A-B=C) (C/B×100)
388,416 円	388,384 円	32 円 (0.01%)

（注1）民間従業員・市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。市職員は、行政職給料表の適用を受ける者

（注2）比較の対象とした本市職員の平均年齢は 41.7 歳、平均勤続年数は 16.8 年である。

イ 特別給（本市における期末手当・勤勉手当の年間支給月数と民間事業所の特別給の支給割合を比較）

民間支給割合 (A)	本市支給月数 (B)	月数差 (A-B)
4.31 月分	4.45 月分	△0.14 月

(3) 給与の改定

① 給料表

公民較差が極めて小さく、適切な給料表の改定を行うことが困難であるため、給料表の改定は見送ることが適当である。

② 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を引下げ。

（4.45 月分 → 4.30 月分。勤末手当に反映）

〔実施時期〕 令和 3 年 12 月

(4) その他公共的団体が行う賃金等に関する調査

より幅広い民間事業所における給与水準の実態を把握するため、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の調査票情報を利用し、民間給与等に関する調査を行った。

(5) 職員の人事管理に関する報告

① 人材確保・人材育成

ア 公務員倫理の確保

職員一人ひとりにおいては、勤務時間の内外を問わず、より高い倫理観と使命感が求められていることを再認識し、一つの不祥事が本市全体の信用に大きな影響を及ぼすことを常に意識して行動することが強く求められる。任命権者においては、公務員倫理の確保に向けた取組を継続して実施するとともに、不祥事に対しては、公正、厳格に対処し、再発防止の徹底を図られたい。

イ 多様で有為な人材の確保

引き続き試験制度の見直しを図るとともに、昨年 Web 方式で実施した職員採用座談会や職員採用説明会動画の配信をはじめ、職員採用ガイドやホームページ、SNS 等の多様な広告媒体を活用し、本市で働く魅力ややりがいの効果的な発信に努めていく。

ウ 人材育成

ICT を活用したオンライン研修を含む実効性の高い研修等の機会を提供するとともに、職員自身の自発的・主体的な受講を促進していただきたい。職員においては、

これらの機会を有効活用し、自己研さんに意欲的に取り組まれない。

エ 女性職員の登用

女性職員の登用推進のための環境整備を進め、管理職を中心とした職員の意識改革、時間外勤務の縮減や多様で柔軟な働き方の実現など、全ての職員が意欲と能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めることが望まれる。

オ 人事評価制度

人事評価結果の昇給への活用について、管理職員への試行結果や国及び他の地方公共団体の事例も参考にしながら、一般職員を含めた本格実施に向け、計画的に見直しを図られたい。また、職員の能力や意欲、士気を高め、組織活力の向上に結び付く、より納得性の高い制度となるよう、引き続き検討を重ねられたい。

カ 高齢期における職員の雇用問題

定年引上げに伴う各種制度の導入に当たって、国家公務員との権衡を図りつつ、組織・人事管理、給与等の検討を十分に行い、改正法が施行される令和5年度に60歳となる職員に対する十分な情報提供や意思確認に要する期間を考慮し、関係規程の整備等に遅滞なく取り組まれない。

② 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正のためには、職員の勤務時間を適正に把握し、管理することが一層重要となる。加えて、職員一人ひとりの意識改革や所属長によるマネジメントの強化とともに、組織全体として業務の削減・合理化や要員配置の最適化に取り組むなどの対策を講ずることが必要である。昨年に引き続き本年も、新型コロナウイルス感染症対策に伴う時間外勤務の増加も懸念されるが、やむを得ず時間外勤務を命じざるを得ない場合であっても、その範囲は必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。

イ ハラスメントの防止

ハラスメントを当事者間の個人的問題に留めず、組織の問題として再認識し、職場におけるハラスメントの防止・排除に努めるとともに、問題に対して、真摯かつ迅速に対応を行うなど、職員が健全で働きやすい職場環境を確保していただきたい。

ウ 仕事と生活の両立支援

時差出勤や試行実施されているテレワーク（在宅勤務）について、職員一人ひとりのライフステージ等に応じた働き方の支援として制度化を検討し、より良い職場環境の整備に努められたい。また、国の動向を注視し、育児休業の取得回数制限の緩和や、不妊治療のための休暇の新設等を検討されたい。

エ メンタルヘルス対策

ストレスチェックの実施により、早期に職員自身への気づきを促すとともに、集団分析結果を基に職場の実態を把握し、職員同士が相互に関心を払うことができる風通しの良い職場環境作りに取り組まれない。

3 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の制度は、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な行政上の措置が執られるべきことの要求があった場合に、人事委員会は、当該事項を調査のうえ判定を行い、当該事項に関し権限を有する機関に対し勧告する等、事案の解決に当たるものです。令和3年度の、措置の要求の状況は次のとおりです。（根拠法令：地方公務員法第46条から第48条まで、勤務条件に関する措

置の要求に関する規則)

○係属事案の状況(件)

区分	係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
	前年度からの繰越し	当年度の申請	計 (a)	却下	取下げ	打切り	請求否認	請求容認(一部)	請求容認(全部)	計 (b)	
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況(平成27年度以前からの繰越し分は不服申立て)

不利益処分についての審査請求の制度は、職員から、その意に反して不利益処分(分限及び懲戒等)を受けたとして、審査請求があった場合に、人事委員会は、口頭審理等の必要な審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す裁決を行うものです。令和3年度の状況は、次のとおりです。(根拠法令:地方公務員法第49条から第51条の2まで、不利益処分についての審査請求に関する規則(不服申立てについては旧法を適用))

○係属事案の状況(件)

区分		係属件数			処理件数							翌年度への繰越 (a)-(b)
		前年度からの繰越し	新規	計	却下	取下げ	打切り	棄却 (処分承認)	修正	取消	計	
分限	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒	戒告	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0
転任		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		2	0	2	0	1	0	1	0	0	2	0

○口頭審理等審査状況(回)

	準備手続	口頭審理
実施回数	1	1

- (注) 1. 口頭審理は、当事者立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものです。
2. 準備手続は、口頭審理を円滑に実施するため、その進め方等について、当事者と人事委員会が行う協議です。

堺市人事行政の運営等の状況

令和4年12月発行

編集・発行

堺市総務局人事部

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話 人 事 課 072-228-7907（直通）
労 務 課 072-228-7407（直通）
人材開発課 072-228-7194（直通）

堺市配架資料番号

1-C5-22-0253